

# まちづくりの基本条例

仮称  
の制定に  
向けて

第5回

第5回策定検討委員会（11月27日）が開催され第8章まで議論されましたので、その内容をお知らせします。

## 第5章及び第6章の 条文案作成

第4回策定検討委員会で議論した「第5章 町民」、「第6章 町議会」について前回の議論を踏まえ、下記のとおり条文案を作成しました。

第13条第3項に表現されている「町民の知る権利」については、第4条でも表現されているが、このように二重に表現されているところは、条例全体が出来てから整合性を検討することとしました。

第6章の町議会については、多くの時間を費やしました。結果的に、本基本条例に盛り込む事項は条文案のとおりでまとまったのですが、ここでは役割や責務を抽象的に表現したが、もっと具体的に項目を盛り込む

よう、町議会でも議会基本条例を作るべきとの意見が多く、今後予定されている議会との意見交換の場で協議することとしました。

## 第7章「町長等」

ここで盛り込む項目は、次のとおりとしました。

- (1) 町長の責務として
- 公正、誠実な町政執行
- 効率的な行政運営
- (2) 執行機関の責務
- 所掌事務の公正、誠実な処理
- (3) 町職員の責務
- 公正、誠実な職務執行
- 地域活動への参加
- (4) 行政組織
- 効率的、機能的
- 社会情勢や町民ニーズに対応
- (5) 審議会等
- 原則公開

この中で特に議論となったのは、町職員の「地域活動への参加」です。本部会では職員の本来業務ではないので積極的に参加すべきとは思いますが、これは疑義がありました。しかし、本

委員会では、町職員は担当以外の行事にも、もっと積極的に参加すべきとの意見が多く条文化することとしました。

## 第8章「町政運営の原則」

ここで盛り込む項目は、次のとおりとしました。

- (1) 町政の運営
- 効率的で公正かつ透明性の高い行政運営
- (2) 説明責任
- 政策の各段階での説明
- (3) 総合計画
- (4) 法務体制
- 自主的な法令解釈と運用
- (5) 財政運営
- 健全な財政運営
- 行政評価、行政手続
- (6) 行政評価、行政手続

ここで議論となったのは「説明責任」でした。行政側の説明は分りにくく、町民に伝わらないことが多い、説明責任を果たしたことになるかとの厳しい意見が出されました。

このため、条文にも「分りやすい」との表現を入れることにしました。

として社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりの実現に寄与するよう努めます。

## 第6章 町議会 (議会の役割)

第16条 町議会は、町の意思決定機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 町議会は、町民の多様な意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、公正で民主的な町政が運営されているかを監視及びけん制する役割を果たします。

### (議会の責務)

第17条 町議会は、会議の公開を原則とし、開かれた町議会の運営に努めます。

2 町議会は、町民への情報提供等により議会活動を町民に分かりやすく説明する責任を負います。

### (議員の責務)

第18条 議員は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、町民の多様な意思を把握し、町政に適切に反映されるよう調査研究活動に努めます。

## 第5章、第6章の条文原案

### 第5章 町民

#### (町民の権利)

第13条 町民は、町政の主権者として、町政に参加する権利を有します。

2 町民は、相互に基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

3 町民は、町政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有します。

#### (町民の責務)

第14条 町民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加するように努めます。

2 町民は、お互いを尊重し、支え合いながら協働してまちづくりを進めるように努めます。

#### (事業者等の権利及び責務)

第15条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、町民及び町と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 事業者等は、町民とともに地域社会を構成する一員